車両売買契約書（案）

　大船渡市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、車両の売買について、次のとおり契約を締結する。

1. 甲は、次の車両（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。  
   (1) 車名　トヨタ　ランドクルーザー70（岩手400す88-11）  
   (2) 数量　１台
2. 売り渡しにかかる条件は、次のとおりとする。  
   (1) 乙は車両の名義変更等に必要なすべての手続きを行うものとし、その手続きに要する一切の費用  
   　を負担する。  
   (2) 乙は売買代金支払い後、７日以内に前号の手続きを行い、車両を引き取るものとする。
3. 売買代金は、金　　　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　　円）とし、入札保証金として納付した額を除く金額を、甲が発行する納入通知書により、この契約を締結した日から７日以内に納付しなければならない。
4. 売買物件の所有権は、第３条の金額を完納したときに甲から乙に移転するものとする。
5. 甲は、第２条 (1) の手続き等が完了したとき、甲の指定する日に現保管場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。
6. 乙は、この契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵等があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
7. 甲及び乙は、相手がこの契約に定める義務を履行しないと認めたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
8. この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

　この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ各１通を保有するものとする。

　令和６年　月　日

甲　大船渡市  
代表者　大船渡市長　渕　上　　清

乙